

第9節 電力・ガス取引監視等委員会	378
1. 電力取引監視等委員会について	378
1. 1. 設立	378
1. 2. 役割	378
1. 3. 組織	379
2. 電力小売全面自由化に向けた取組	380
2. 1. 小売電気事業及び小売供給の登録に係る事前審査	380
2. 2. 託送供給約款の認可申請	381
2. 3. 自由化に向けた各種ガイドラインの整備	383
2. 4. 広報／消費者保護対策	384
3. 適正な取引の確保のための厳正な監視等	385
3. 1. 原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価	385
3. 2. 火力電源入札改訂に向けた審議	387
3. 3. 監査	387

第9節 電力・ガス取引監視等委員会

1. 電力取引監視等委員会について

1. 1. 設立

電力取引監視等委員会は、2015年に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律」（平成27年法律第47号）に基づき、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視等の機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すための、独立性と高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、2015年9月1日に設立された。

委員会は、委員長及び委員4名で構成され、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣により任命されており、委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

電力取引監視等委員会 委員等名簿

【委員長】

・八田 達夫

アジア成長研究所 所長

大阪大学社会経済研究所 招聘教授

【委員】

・稲垣 隆一

稲垣隆一法律事務所 弁護士

・林 泰弘

早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授

スマート社会技術融合研究機構機構長

・圓尾 雅則

SMBC日興証券株式会社 マネージングディレク

ター

・箕輪 恵美子

有限責任監査法人トーマツ パートナー

公認会計士

1. 2. 役割

委員会は、法律に基づく以下の権限を行使する。

○電力小売やネットワーク部門の中立性確保に係る厳正な監視

小売電気事業者の登録審査、事業者に対する報告徴収、

立入検査、業務改善勧告、あっせん・仲裁、託送供給等約款や経過措置料金の審査

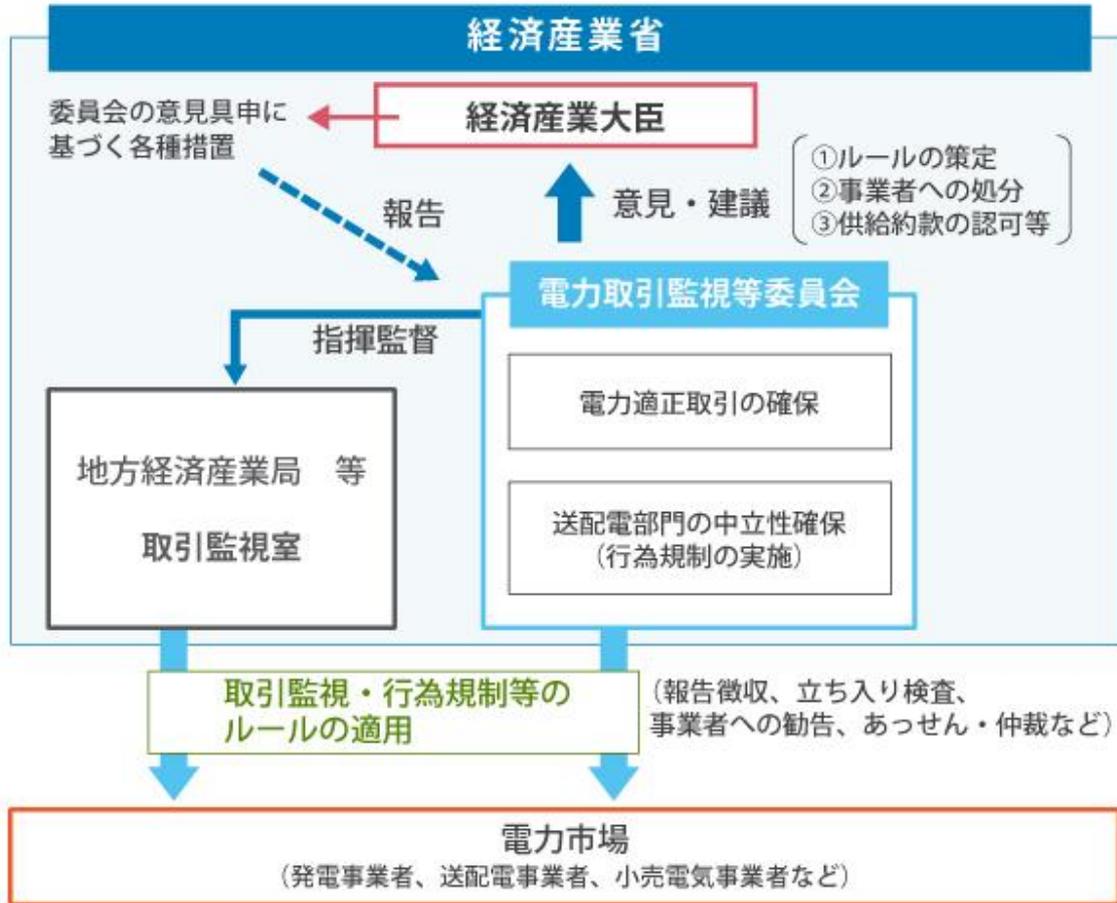
例

- ・小売供給契約に関し、法外な解約金を請求する、苦情や問い合わせに応じないなど悪質な行為の監視
- ・大手電力会社が新規参入者を排除するなど、市場支配力行使の監視
- ・電力会社の送配電部門で知った新規参入者の情報を自社の小売部門に伝えるなど、送配電部門の中立性確保に係る禁止行為の監視

○電力取引等に係るルールづくり

適正取引や各種行為規制等のルールの原案を作成し、経済産業大臣へ建議

電力取引監視等委員会の役割



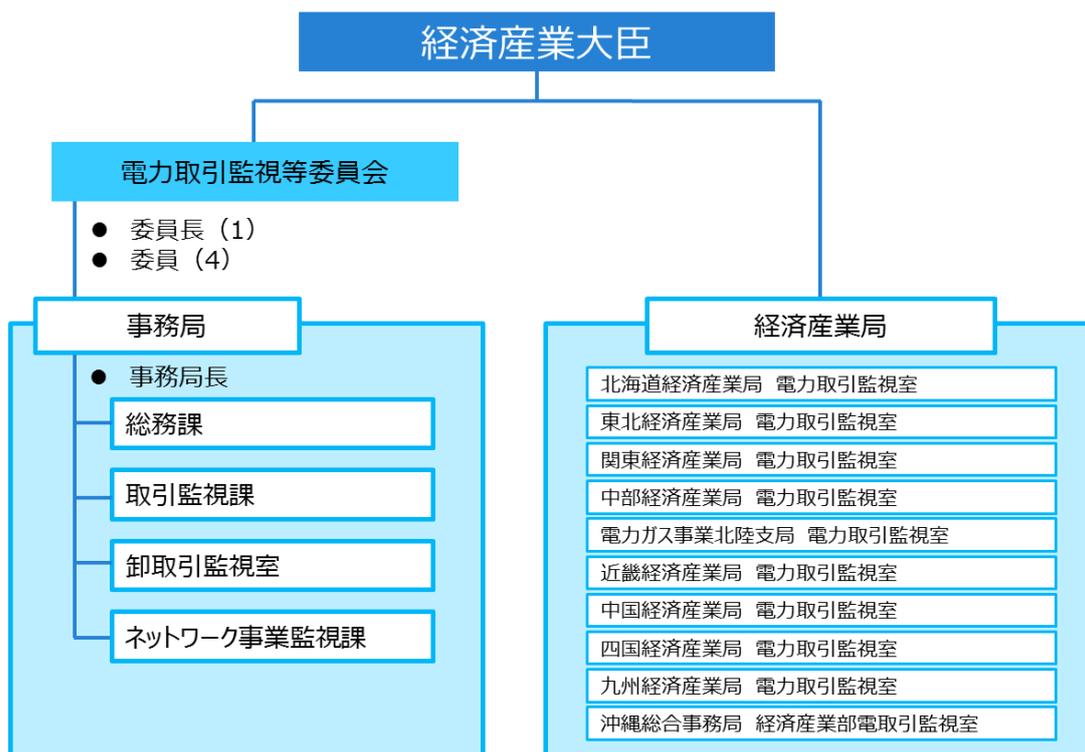
1. 3. 組織

委員会には、総務課、取引監視課、卸取引監視室及びネットワーク事業監視課からなる専属の事務局が置かれているほか、各地方の経済産業局等においても取引監視室が

設置されている。

また、委員会の下には、平成 27 年度末時点で、制度設計専門会合、電気料金審査専門会合、火力電源入札専門会合の 3 つの専門会合が設置されている。

電力取引監視等委員会 組織図



開催状況

会合名	開催時期	開催回数 (平成27年度末時点)
電力取引監視等委員会	平成27年9月1日～	25回
制度設計専門会合	平成27年10月9日～	5回
電気料金審査専門会合	平成27年9月4日～	12回
火力電源入札専門会合	平成27年12月22日～	4回

2. 電力小売全面自由化に向けた取組

2. 1. 小売電気事業及び小売供給の登録に係る事前審査

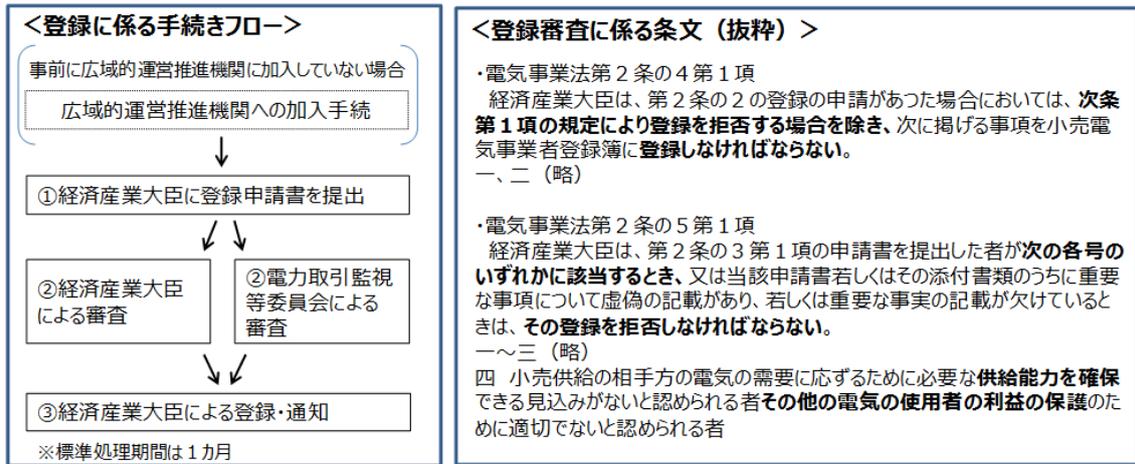
2016年4月の電力の売全面自由化に先立って、2015年8月から小売電気事業者の事前登録受付を開始し、順次審査を行った。

2015年度末までに、337件（小売電気事業326件、小売供給11件）の登録申請を受け付け、委員会及び資源エネルギー庁による審査の結果、277件（小売電気事業266件、小売供給11件）が登録された。

なお、審査に当たっては、法律や省令に則り、資源エネルギー庁が、最大需要電力に応ずるために必要な供給能

力を確保できる見込みや小売電気事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがあるか、電力取引監視等委員会が、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないか、それぞれ審査を行っている。

登録に係る手続きフローと登録審査に係る条文（抜粋）



2. 2. 託送供給約款の認可申請

小売電気事業者が東京電力など一般送配電事業者に送電網の使用料として支払う託送料金等を定める「託送供給等約款」は、小売全面自由化実施後、経済産業大臣が認可を行うこととなった。

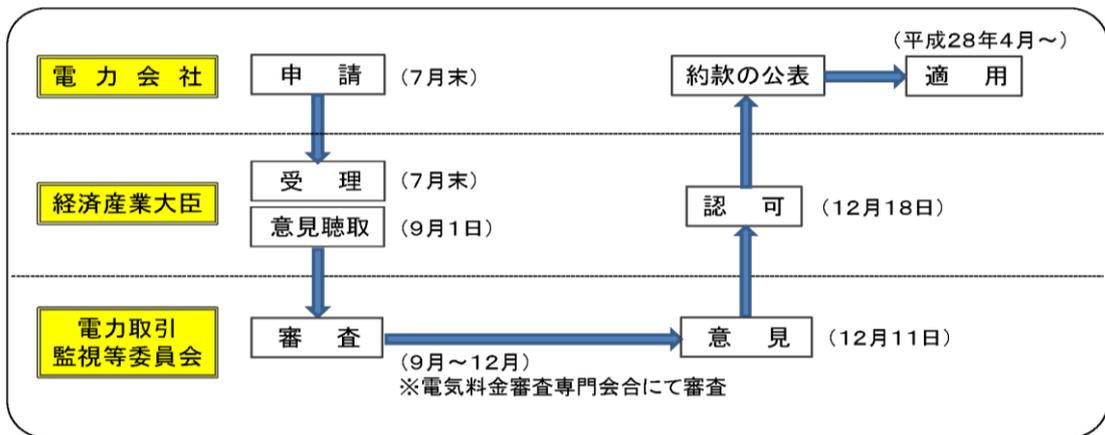
託送供給等約款の認可にあたっては、電力取引監視等委

員会の下に設置した電気料金審査専門会合（座長：安念潤司 中央大学法科大学院教授）により中立的・客観的かつ専門的な観点から検討するとともに、パブリックコメントも実施することで、透明性の高い審査プロセスを経ることとされた。

託送料金認可手続き

託送料金については、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第9条第1項に基づき電力会社から認可申請が提出された場合、経済産業大臣は、電力取引監視等委員会の意見を聴いた上で、認可を行う。

託送料金認可プロセス



2016年4月の小売全面自由化の実施に向けて、低圧向け託送料金を新規に設定する必要等があるため、東京電力などの旧一般電気事業者10社が2015年7月、託送供給等約款の認可申請を行った。

電気料金審査専門会合では、同年9月から4ヶ月にわたって、申請内容について厳正に審査を行った。

北陸電力、中国電力及び沖縄電力の3社については、原価の適正性から審査を行った。

また、東日本大震災以降に供給約款の認可を受けた北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、四国電力及び九州電力を含む全10社について、制度改正を受けた対応が適正に反映されているかについて審査した。

電気料金審査専門会合が2015年12月2日にパブリック

コメントの結果も踏まえ「査定方針案」を取りまとめたことを受け、同年12月11日に電力取引監視等委員会は委員会としての意見（査定方針）を経済産業大臣に提出した。

この意見を踏まえ、経済産業大臣は「査定方針」に基づく申請内容の修正を提出するよう各社に指示を出し、2015年12月18日に託送供給等約款を認可した。

託送供給等約款認可申請への査定結果のポイント

託送供給等約款認可申請に係る審査について

- 今年7月末に電力会社から提出された認可申請が、電気事業法等の関係法令及び審査要領に照らし、最大限の経営効率化を踏まえたものとなっているか審査を行うにあたり、9月に電力取引監視等委員会に意見を聴取したところ。
- 電力取引監視等委員会における審議の結果を踏まえた回答があったことを受け、経済産業省として査定方針を策定した。

申請の概要											電力取引監視等委員会・電気料金審査専門会合委員	
1. 各社の託送料金原価(10社) 3年平均 (億円)											(座長) (専門委員) (敬称略)	
	北海道		東北		東京		中部		北陸		(委員)	(専門委員)
	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請		
低任	1,279	1,300	2,848	2,797	9,388	9,098	3,649	3,677	792	763	安念 潤司	中央大学法科大学院 教授
高任	552	576	1,408	1,425	3,900	3,887	1,696	1,692	452	445	國尾 雅則	SMBC日興証券株式会社 マネージングディレクター
特別高任	67	75	383	405	1,603	1,645	735	748	134	146	箕輪 恵美子	有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
計	1,898	1,951	4,639	4,627	14,891	14,630	6,081	6,117	1,379	1,353	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ シニア・パートナー & マネージング・ディレクター
	関西		中国		四国		九州		沖縄		(委員)	(専門委員)
	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請		
低任	4,394	4,225	2,017	1,752	1,000	970	2,897	2,926	336	391	梶川 融	東京大学社会科学研究所 教授
高任	1,930	1,920	891	800	438	437	1,124	1,174	130	196	南 賢一	西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
特別高任	950	973	347	334	104	108	390	436	24	58	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究所 教授
計	7,274	7,118	3,255	2,887	1,542	1,515	4,412	4,536	490	645		

※各社の低任及び沖縄電力の高任は新設のため前回改定は試算値

2. 北陸電力、中国電力及び沖縄電力の託送料金原価の内訳(3社) 3年平均 (億円)										
	北陸			中国			沖縄			
	今回申請A	前回改定B	差引(A-B)	今回申請A	前回改定B	差引(A-B)	今回申請A	前回改定B	差引(A-B)	
人件費	255	259	▲4	474	622	▲148	87	81	7	
燃料費	20	-	20	74	-	74	154	-	154	
購入電力料	0	0	▲0	2	2	-	4	-	4	
資本費	363	463	▲101	723	1,032	▲309	191	174	17	
減価償却費	277	311	▲34	546	704	▲158	150	119	31	
事業報酬	86	153	▲66	176	327	▲151	41	55	▲14	
修繕費	309	272	38	575	509	66	113	89	24	
公租公課	197	208	▲11	424	473	▲49	58	51	7	
その他経費	241	214	27	714	703	11	117	99	18	
控除収益	▲32	▲37	5	▲99	▲86	▲13	▲80	▲4	▲76	
託送原価計	1,353	1,379	▲26	2,887	3,255	▲368	645	490	155	

※北陸電力、中国電力及び沖縄電力は、東日本大震災以降、料金原価の洗い替えを伴う供給約款の認可を受けていないため、個別原価の審査を行った。

検討の経緯		
平成27年 7月29日	北陸電力、中国電力、沖縄電力より託送料金認可申請の提出	
7月31日	北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、四国電力、九州電力より託送料金認可申請の提出	
9月1日	経済産業大臣より電力取引監視等委員会へ意見聴取	
<電気料金審査専門会合において審議>		
第1回(9月4日)	概要説明①(北陸、中国、沖縄)	
第2回(9月7日)	概要説明②(北海道、東北、東京、中部、関西、四国、九州)	
第3回(9月10日)	前提計画(需要想定・設備投資計画)、個別の原価①(人員計画・人件費)(北陸、中国、沖縄)	
第4回(9月18日)	個別の原価②(経営効率化計画、設備投資関連費用、修繕費、スマートメーター関連費用)(北陸、中国、沖縄)	
第5回(10月8日)	個別の原価③(燃料費、購入・販売電力料、公租公課、その他経費、控除収益)(北陸、中国、沖縄)	
第6回(10月22日)	制度変更等に係る論点①(需要地近接性評価割引、離島ユニバーサルサービスに係る供給費、系統連系技術要件)(10社)	
第7回(10月30日)	制度変更等に係る論点②(調整力コスト、発電・送配電の設備区分見直し、小売・配電の業務区分見直し)(10社)	
第8回(11月6日)	制度変更等に係る論点③(需要地近接性評価割引) 意見募集の結果報告(10社)	
第9回(11月13日)	制度変更等に係る論点④(調整力コスト)、費用の配賦・レートメイク、検討を深めるべき論点①(10社)	
第10回(11月20日)	検討を深めるべき論点②(10社)	
第11回(12月2日)	査定方針案の検討(10社)	
平成27年12月2日	電気料金審査専門会合において査定方針案をとりまとめ	
12月11日	第14回電力取引監視等委員会において査定方針を策定	

託送供給等約款認可申請に係る査定方針について

<p>個別費用項目の査定方針(ポイント) (注)金額は、各社それぞれの申請額(3年平均)及び電力取引監視等委員会の査定による原価カット額を表示(一部を除いて、億円単位未満は四捨五入)。</p>	
<p>〇人件費 [北陸:255億円を▲2億円、中国:474億円を▲13億円、沖縄:87億円を▲14億円カット] ・北陸・沖縄電力は、1人当たり販売電力量の水準(生産性)が低いことから、相応の人員分の給料手当等を託送料金原価から減額。 ・中国電力は、年金資産の期待運用収益率を1.3%から2.0%に変更して託送料金原価に反映。等</p>	<p>〇修繕費 [北陸:309億円を▲11億円、中国:575億円を▲11億円、沖縄:113億円を▲18億円カット] ・先行投資及び不使用設備等に係る修繕費について、託送料金原価から減額。等</p>
<p>〇設備投資関連費用(減価償却費、固定資産除却費、事業報酬) [北陸:416億円を▲17億円、中国:844億円を▲17億円、沖縄:205億円を▲23億円カット] ・先行投資及び不使用設備等をレートベースから減額及びこれに係る減価償却費について託送料金原価から減額。等</p>	<p>〇その他(購入・販売電力料、公租公課、その他経費、控除収益等) [北陸:373億円を▲17億円、中国:994億円を▲25億円、沖縄:239億円を▲54億円カット] ・北陸・中国電力は、購入電力料・託送料の一部について、自社に適用される事業報酬率で交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る部分を託送料金原価から減額。 ・北陸電力は、電力システム改革に伴うシステム開発に係る費用について、原価算定期間において実施する必要性のない部分及び過大な部分を託送料金原価から減額。 ・普及開発関係費のうち新聞・テレビCM等について、電気的安全など公益目的の情報提供を認めるが、HPやパンフレット・チラシ等利用したものなど、厳に必要なもの以外は託送料金原価から減額。等</p>
<p>(高経年化に係る設備投資計画)(設備投資関連費用の内訳) [北陸:80億円を▲6億円、中国:49億円を▲2億円、沖縄:6億円を▲0.09億円カット] ・北陸電力は、鉄塔・コンクリート柱等の申請数量が過大なもの、電線・光搬送装置等の申請単価が過大なものをレートベースから減額。中国電力は、鉄塔・変圧器等の申請単価が過大なものをレートベースから減額。 ・これらに伴う減価償却費等を託送料金原価から減額。等</p>	<p>〇効率化計画(修繕費、その他経費等の内訳) [北陸:▲14億円、中国:▲0.06億円、沖縄:▲5億円カット] ・北陸・沖縄電力は、エスレーションを織り込んでいる費用のうち、その部分を託送料金原価から除く。等</p>
<p>制度変更等に伴う査定方針(ポイント)</p>	
<p>〇調整力コスト(人件費、設備投資関連費用等の内訳) [北海道:125億円を▲29億円、東北:202億円を▲35億円、東京:626億円を▲81億円、中部:231億円を▲27億円、北陸:67億円を▲7億円、関西:346億円を▲47億円、中国:139億円を▲24億円、四国:67億円を▲11億円、九州:211億円を▲37億円、沖縄:151億円を▲88億円カット] ・周波数制御・需給バランス調整のための固定費について、小売電気事業者が負担すべきと考えられる部分を託送料金原価から減額。 ・沖縄電力は、地域の特殊性を考慮しつつ、調整力コストの算定にあつての考え方を他の9社と統一。等</p>	
<p>〇需要地近接性評価割引 ・割引対象電源に低圧系統に接続する電源を加え、割引対象地域を市区町村単位できめ細やかに設定。 ・現在、割引の適用を受けている発電設備については、潮流改善への貢献や事業者の予見可能性を考慮し、暫定的な措置として引き続き割引の対象とする。等</p>	
<p>〇発電・送配電の設備区分見直し(減価償却費、事業報酬等の内訳) [北海道:4億円を▲4億円、東北:7億円を▲4億円、東京:9億円を▲7億円、中部:10億円を▲4億円、北陸:3億円を▲2億円、関西:5億円を▲4億円、中国:7億円を▲4億円、四国:4億円を▲2億円、九州:8億円を▲2億円カット] ・沖縄電力を除く9社について、発電側にも利益をもたらす設備について区分を見直し。</p>	
<p>査定方針を踏まえた託送料金単価 (注)()は申請値との差異。</p>	
<p>[北海道電力] 38億円の原価削減により、低圧を8.76円程度(▲0.13円)、高圧を4.17円程度(▲0.11円)、特別高圧を1.85円程度(▲0.08円)に圧縮 [東北電力] 40億円の原価削減により、低圧を9.71円程度(▲0.05円)、高圧を4.50円程度(▲0.05円)、特別高圧を1.98円程度(▲0.04円)に圧縮 [東京電力] 89億円の原価削減により、低圧を8.57円程度(▲0.04円)、高圧を3.77円程度(▲0.03円)、特別高圧を1.98円程度(▲0.03円)に圧縮 [中部電力] 32億円の原価削減により、低圧を9.01円程度(▲0.02円)、高圧を3.53円程度(▲0.03円)、特別高圧を1.85円程度(▲0.02円)に圧縮 [北陸電力] 48億円の原価削減により、低圧を7.81円程度(▲0.27円)、高圧を3.77円程度(▲0.15円)、特別高圧を1.83円程度(▲0.08円)に圧縮 [関西電力] 63億円の原価削減により、低圧を7.81円程度(▲0.05円)、高圧を4.01円程度(▲0.04円)、特別高圧を2.02円程度(▲0.03円)に圧縮 [中国電力] 67億円の原価削減により、低圧を8.29円程度(▲0.16円)、高圧を3.99円程度(▲0.11円)、特別高圧を1.62円程度(▲0.06円)に圧縮 [四国電力] 14億円の原価削減により、低圧を8.61円程度(▲0.05円)、高圧を4.04円程度(▲0.05円)、特別高圧を1.79円程度(▲0.03円)に圧縮 [九州電力] 42億円の原価削減により、低圧を8.30円程度(▲0.06円)、高圧を3.84円程度(▲0.05円)、特別高圧を2.09円程度(▲0.04円)に圧縮 [沖縄電力] 110億円の原価削減により、低圧を9.93円程度(▲1.57円)、高圧を5.20円程度(▲1.38円)、特別高圧を3.01円程度(▲1.09円)に圧縮</p>	

2. 3. 自由化に向けた各種ガイドラインの整備

小売全面自由化を契機に多様な事業者が参入することを踏まえ、関係事業者が電気事業法等を遵守するための指針を示し、これにより電気の需要家の保護を図るため、新たなガイドライン(「電力の小売営業に関する指針」)を策定した。

同指針は、電力取引監視等委員会の下に設置した制度設計専門会合(座長:稲垣隆一 電力取引監視等委員会委員)において2015年10月から3ヶ月にわたって議論を行い、電力取引監視等委員会から経済産業大臣に建議し、2016年1月29日に経済産業大臣が制定した。

また、小売全面自由化に合わせ、電力市場を競争的に機能させる観点から、経済産業省と公正取引委員会が共同で定める「適正な電力取引についての指針」についても所要の改正を行った。

同指針についても、制度設計専門会合において2015年10月から4ヶ月にわたって議論を行い、電力取引監視等委員会から経済産業大臣に建議し、2016年3月7日に経済産業大臣が制定した。

2つの指針の内容については、説明会の開催などを通じて、2016年4月から電力小売市場に参入する事業者への

周知徹底を図った。

<「電力の小売営業に関する指針」のポイント>

(1) 需要家への適切な情報提供

①望ましい行為

- ・一般家庭を始め低圧需要家向けの「標準メニュー」を公表すること。

- ・平均的な電力使用量における月額料金を例示すること。
- ・他社からの切替えの際、既存契約の解除に係る違約金等の発生の可能性を需要家に説明すること。

- ・自社のホームページやパンフレット、チラシ等で電源構成を開示すること。併せて、CO₂排出係数(調整後排出係数)を記載すること。

※1:電源構成開示については、小規模事業者にとって負担となることや、発電事業者から小売事業者に対し電源種別に関する情報提供が必要なことなどに留意が必要。

※2:需要家ニーズや事業者の取組状況を注視し、需要家のニーズが高まって事業者の開示の取組が進んでいないなど、市場が適切に機能していないと考えられる場合には、改めて開示のあり方の検討が必要。

②問題となる行為

・料金請求の根拠となる使用電力量等の情報を請求書に記載しないなど、需要家に示さないこと。

・「当社の電気は停電しにくい」など、需要家の誤解を招く情報提供で自社のサービスに誘導しようとする事。

・電源構成を訴求した営業行為を行う場合、電源の割合の計画を示さないことや実績値を事後的に説明しないこと。

・地産地消を訴求した営業行為を行う場合、発電所の立地場所や電気の供給地域について十分に説明しないこと。

(2) 契約内容の適正化

○問題となる行為

・不当に高額な違約金等を設定するなど、解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること。

・解除手続や更新を拒否する手続の方法を明示しないなど、解除を著しく制約する行為をすること。

(3) 苦情・問合せへの対応の適正化

①望ましい行為

・送電線の切断など、送配電要因で停電していることが明らかの場合に送配電事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、小売電気事業者が消費者からの相談や問合せに応ずること。

・原因不明な停電発生時に、ブレーカーの操作方法など消費者に対し適切な助言を行うこと。

②問題となる行為

・原因不明な停電に対し、消費者からの問合せに不当に応じないこと。

(4) 契約の解除手続の適正化

○問題となる行為

・契約解除の申入れが、契約者（需要家）本人からのものであるか、適切な方法で本人確認をしないこと。

・需要家の意に反した過度な引き留め営業など、解除の申込みに速やかに応じないこと。

・契約解除について、解除予告通知を行うことや最終保障供給・特定小売供給を申し込む方法があることを説明することなどの適切な対応を怠ること。

<「適正な電力取引についての指針」の主な改定事項>

(電気事業法関連部分)

(1) 小売分野

・小売事業者が需要家への請求書等に託送供給料金相当の支払金額を明記することを、望ましい行為と位置付ける。

・誤解を招く情報提供により自社のサービスに需要家を不当に誘導することを、問題のある行為と位置付ける。

(2) 卸売分野

・常時バックアップの供給量に関する記載を追加（特高・高圧は3割程度、低圧は1割程度）

・インサイダー取引、インサイダー情報の公表を行わないこと及び相場操縦を問題のある行為と位置付ける。

(3) 託送分野

・需要家への差別的対応の具体例として、送配電事業のために需要家と需給調整契約を締結する際に、自社の小売部門の需要家を優遇することを追加。

・需要家への差別的対応の具体例として、転居等により新たな供給先を検討中の需要家に対する情報提供において、自社の小売部門と他の小売電気事業者で不当に差別的に取り扱うことを追加。

2. 4. 広報／消費者保護対策

電力の小売全面自由化の実施に当たっては、消費者が、正しい情報を持つことで、トラブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要。

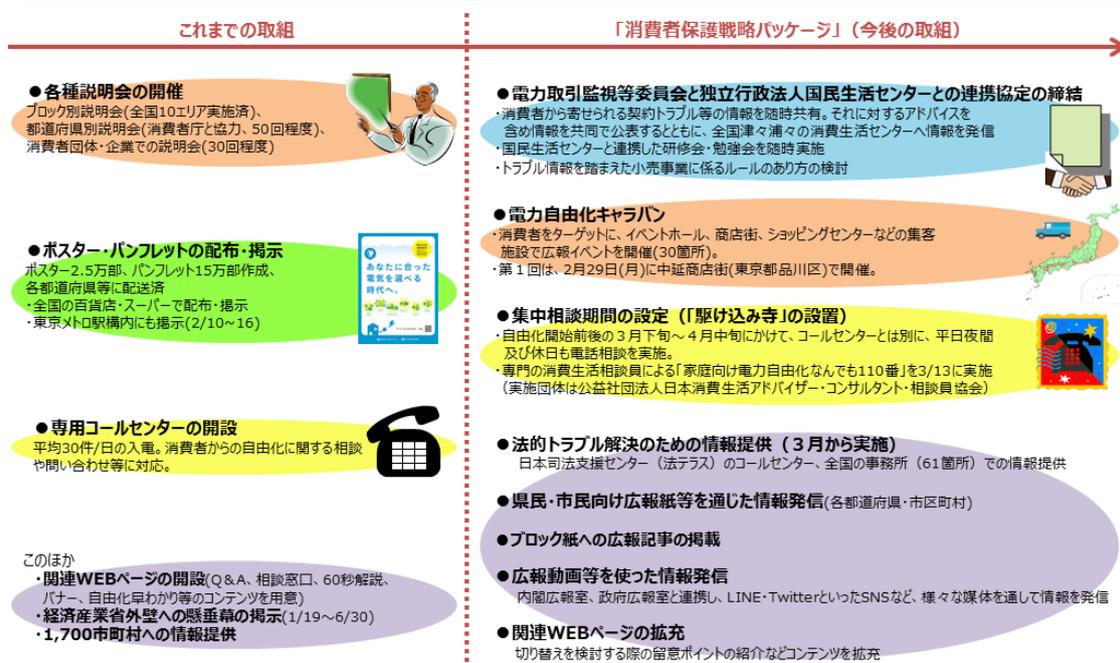
そのため、委員会では、全国各地での説明会開催や、テレビ・新聞・雑誌などのメディアを通じた広報、パンフレット・ポスターの配布、専用ポータルサイト・コールセンターの設置など、自由化の周知・広報を積極的に実施してきた。

さらに、委員会が独立行政法人国民生活センターと消費者保護強化のための連携協定を締結(平成28年2月)し、両者が共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を実施した。

さらに、委員会では、消費者に対し、電力自由化に関する正確な情報を分かりやすく発信するための周知イベント「電力自由化キャラバン」を全国各地で開催するなど、消費者保護のための取組を強化した。

電力自由化に向けた消費者保護の取組

- 本年2月に、消費者保護を強化するための更なる取組を発表。



3. 適正な取引の確保のための厳正な監視等

3. 1. 原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価

家庭などの規制部門に適用される電気料金については、原価計算期間終了後に小売電気料金の原価の洗い替えを行わない場合において、引き続き当該料金原価を採用する妥当性については、従来、経済産業省で評価を実施するとともに、経済産業省及び一般電気事業者各社において、以下のような情報公開の取組を実施している。

○経済産業省において、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを確認し、その結果を公表する(必要に応じて料金値下げに係る変更認可申請命令の発動の可否を検討する)。

○一般電気事業者各社において、規制部門と全社計に区分した人件費等の実績値の比較結果をホームページで公表する。

また、東京電力については、2012年の料金値上げ時に、継続的に監視していくこととされており、震災後行われた

値上げに係る初めての原価算定期間終了後の事後評価であることから、消費者基本計画の工程表においても2015年度に事後評価を行う旨が記載されている。

2015年度の事後評価について経済産業大臣より2016年3月10日に任意の意見の求めがあったことから、これらを踏まえ、原価算定期間が終了している旧一般電気事業者4社(東京電力、北陸電力、中国電力、沖縄電力)について、電気料金審査専門会合において、料金適正化の観点から、電力会社ごとに原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価を実施した。

<事後評価のポイント>

A 東京電力、北陸電力、中国電力、沖縄電力

原価算定期間終了後の事後評価において、電気事業法第23条第1項・電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第2(20)④に基づく値下げ認可申請の必要が無い。

①電気事業利益率による基準

②規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

経営効率化への取り組みは着実に進捗しているか。

B 東京電力の事後評価に関する追加手続

① 料金原価と実績費用の比較

個別費目について、料金原価を合理的な理由無く上回る実績となっていないか。

なお、実績が料金原価を上回っている費目は以下の通り。

- ・ 人件費
- ・ 燃料費
- ・ 購入電力料
- ・ 原子力バックエンド費用

② 規制部門と自由化部門の利益率の比較

規制部門と自由化部門の利益率に大きな乖離はないか。乖離が生じている場合の要因は合理的か。

③ 経営効率化への取り組み

<事後評価の結果>

A 東京電力、北陸電力、中国電力、沖縄電力

原価算定期間終了後の事後評価において、電気事業法第23条第1項・電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第2(20)④に基づく値下げ認可申請の必要は認められなかった。

① 電気事業利益率による基準

過去3年の電気事業利益率の平均値は、東京電力(1.6%)、北陸電力(0.1%)、中国電力(0.3%)、沖縄電力(3.0%)となっており、基準値である10社10年平均値3.4%を下回っていることから、当該基準には該当しなかった。

	東京	北陸	中国	沖縄	10社平均
平成24年度	▲3.4%	▲2.2%	▲1.7%	2.7%	
平成25年度	4.2%	0.9%	▲0.8%	2.8%	
平成26年度	4.0%	1.7%	4.1%	3.5%	
3年度平均	1.6%	0.1%	0.5%	3.0%	10年平均 3.4%

② 規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

①の基準に該当していないことから、②の検討は不要。

B 東京電力の事後評価に関する追加手続

① 料金原価と実績費用の比較

個別費目が、料金原価を上回っている以下の4つの費目について、増減要因を確認した。

結果、合理的な理由無く上回る実績となっているものは無いことを確認した。

- ・ 人件費
- ・ 燃料費
- ・ 購入電力料
- ・ 原子力バックエンド費用

② 規制部門と自由化部門の利益率の比較

規制部門と自由化部門の利益率には、規制部門1.7%、自由化部門▲1.6%と利益率に差異が生じている。

経営効率化等による固定費の削減効果(利益を増やす効果)が固定費比率の相対的に高い規制部門で大きく影響を及ぼし、原子力発電所の停止、燃料価格の上昇等に伴う燃料費の負担増の影響(利益を減らす効果)が、変動費比率の相対的に高い自由化部門で大きくなっていることから、差異は合理的な要因に基づくものである事を確認した。

③ 経営効率化への取り組み

経営効率化額は、料金改定時(2,785億円)と比較して、実績(6,975億円)が約2.5倍となっており、料金原価算定時よりも深掘りが行われていることを確認した。

3. 2. 火力電源入札改訂に向けた審議

2012年9月に策定された「新しい火力電源入札制度の運用に関する指針」に基づき、2013年度以降、資源エネルギー庁を事務局として、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会火力電源入札ワーキンググループを中心に同制度の運用が行われてきた。

電力取引監視等委員会の発足後、火力電源入札制度の実施については委員会が行うこととされたことを受け、火力電源入札専門会合（座長：細田孝一 神奈川大学法学部教授）が設置され、2015年度に実施中の入札案件及び2016年度以降に入札を実施する場合の各入札案件の調査・審議に加え、火力電源入札制度の在り方についても審議がすることとされた。

火力電源入札制度の在り方については、小売市場が全面自由化を目前に控えた中、応札が少ない、入札実施に多大なコスト・期間がかかるなどの課題が存在するとの問題意識から、同制度の目的である適正な原価の形成を実現するため、市場競争の中で実現する方法や、料金査定により実現する方法もある中で、これらの課題に対応しながら、入札制度をどのように活用すべきか、2016年3月に2度に渡って審議が行われた。

3. 3. 監査

電気事業法に基づき、一般電気事業者10社及び卸電気事業者1社（※）に対し監査を実施した。

（※）2015年度における卸電気事業者は2社だが、当委員会発足前に資源エネルギー庁において1社の監査を実施済。

2015年度監査においては、2016年4月からの小売電気事業の全面自由化による送配電部門の中立性確保が一層の重要性を増している状況に鑑み、託送供給に伴う禁止行為を重点監査項目として実施し、「適正な電力取引についての指針」に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認した他、送配電部門の一層の中立性の確保のため、「望ましい行為」についても一般電気事業者等の取組状況を確認した。

監査の結果、電気事業法第66条の11に基づく電気事業者に対する勧告並びに同法第66条の12に基づく大臣への

勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、口頭による所要の行政指導を2事業者（4件）、書面による所要の行政指導を6事業者（6件）に対して実施した。